

17 年度重点計画事項

(横断的制度改革等)

1 市場化テストの速やかな本格的導入

- (1) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法) 案」の第 164 回国会への提出

「民間にできることは民間に」を具体化し、「簡素で効率的な政府」を実現するため、市場化テストの本格的導入は喫緊の課題である。

このため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定) 等を踏まえ、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法) 案」を第 164 回国会に提出した。(市場ア)

- (2) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく市場化テストの速やかな本格的導入に向けて、以下のとおり所要の措置を講じる。

なお、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法) 案」の成立までの間においては、同法に基づき設置される「官民競争入札等監理委員会」の必要な機能は、規制改革・民間開放推進会議が実施するものとする。

また、これまでに提出された民間提案のうち、以下に掲げられている業務以外についても、「民間にできることは民間に」という基本方針の下、引き続き、市場化テストの本格的導入の対象とすることにつき検討を行う。(市場ア d)

社会保険庁関連業務

社会保険庁は、国民年金、厚生年金保険等の適用(加入、保険料減免等) 徴収、年金相談、給付、情報管理等を行う等、社会保険運営の根幹に関わる重要な役割を担うことが期待されている。

しかしながら、保険料徴収、事務・事業における効率化等に十分なインセンティブが働かず、近年国民年金保険料の納付率が低迷しており、平成 16 年度においては、63.6%となっている。また、厚生年金等の未適用事業所数については、実態把握がされていなかった。その上、効率的な人員の再配置がなされていない運営実態や、窓口サービスの低下、安易な保険料の使用、不祥事等、数々の問題が起こっている。

一方、今後、更なる少子高齢化の進展が見込まれる中で、財政状況も更に厳しく

なることが予想されている。国民の社会保険制度の持続性に対する不安感が高まっており、加えて、その実務を担う社会保険庁に対する不信も増大している。

このような中で、国民年金を中心に徴収率を短期的に向上させ、国民の社会保険に対する不公平感を払拭するとともに、コスト効率よく適正なサービスの提供を行うことが急務である。

それには、上記のような多大な課題を抱える社会保険事業を、民間を活用することで、適正かつ透明で効率的な運営へスピード感をもって変革する必要がある、社会保険庁の在り方やその業務について抜本的な見直しが不可欠である。

現在、社会保険庁の業務・組織の両面について全般的な改革を進めている中、国民年金保険料の収納率についても平成 18 年 1 月現在、前年前月比 2.9% の改善がみられたところである。他方、厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」が昨年 9 月に取りまとめた「業務改革プログラム」においては、新組織発足時における業務改革の到達目標として「国民年金保険料収納率 80%」を目指した取組を推進することが示されている。

これらを目指した取組を推進するため、社会保険庁改革の一環として、市場化テストの速やかな本格的導入を図る。

したがって、以下について早急に実施する。

なお、市場化テストの本格的導入に当たっては、民間事業者が入札に参加する上で必要十分な情報開示を行う観点から、いわゆるデュエディリジェンス（定量的・定性的な情報開示、現場の開示、質問への返答など）を可能とするものとし、下記ア及びイに記載する各事業においても、その趣旨を踏まえ、こうした情報開示を徹底する。

ア 国民年金保険料収納事業への市場化テストの本格的導入

（ア）国民年金保険料収納事業への市場化テストの本格的導入

社会保険庁改革の一環として、民間の創意工夫の活用等により国民年金保険料の収納率の向上と効率化等を図るため、国民年金保険料の収納事業に関し、市場化テストを本格的に導入する。

このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が第 164 回国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを実施し、平成 19 年度に速やかに落札者による国民年金保険料収納事業が実施されるよう措置する。

当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、複数年度（3 年程度以上）にわたる契約期間を対象とす

る。(市場イ c) また、当該市場化テストに基づき受託した民間事業者がその業務を円滑かつ効率的に遂行し収納率を向上させる観点から、受託事業者が社会保険庁長官に対し、納付を拒絶した被保険者につき要請を行った場合には、社会保険庁長官は、収納の費用対効果を勘案する客観的かつ合理的な要件の下に、速やかに、最終催告状の発出以降の強制徴収の手続に移行するよう措置する。(市場イ d)

市場化テストは、官自身が直接実施する業務プロセスについても見直しの契機となることを認識し、上記市場化テストに基づく事業の実施状況を見つつ、将来的には、全国の社会保険事務所における国民年金保険料収納事業を市場化テストの本格的導入又は民間開放の対象とする。その際、免除対象者の発見に努めつつ、督促状の発出による時効の中断を始めとする強制徴収手続を迅速かつ厳正に行うものとし、市場化テストの対象とする国民年金保険料収納事業について、民間の創意工夫の活用等により、国民年金保険料の収納率の向上と効率化等を一層推進する観点から、事業の実施状況も踏まえつつ、その充実につき更に検討する。(市場イ e)

(イ)「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」における特例規定の整備

国民年金保険料収納事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間で競争条件を均一化する等の観点から、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）等に係る所要の特例規定を「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」において整備した。(市場ア a)

イ 来年度における市場化テスト事業の拡大等

(ア) 国民年金保険料収納事業の対象箇所数の拡大

本年度、5 箇所の社会保険事務所で実施している本件事業について、来年度は、35 箇所に拡大する。(市場イ b)

(イ) 厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業の対象箇所数の拡大

本年度、5 箇所の社会保険事務所で実施している本件事業について、来年度は、104 箇所に拡大する。

本件事業の成果を生かし、民間の創意工夫の活用等により、事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、段階的に全国の社会保険事務所における本件事業について市場化テスト・民間開放を実施する。(市場イ b)

(ウ) 年金電話相談センター事業

本年度、2 箇所の年金電話相談センターで実施している本件事業について、来年度も継続して実施する。

将来的には、国民・被保険者にとって望ましい総合コールセンター等を整備することとし、その上で、民間の創意工夫の活用等により、事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、市場化テスト・民間開放を実施する。(市場イ b)

ハローワーク関連業務

ア 「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、「求人開拓」事業への市場化テストの本格的導入

(ア) 「人材銀行」事業への市場化テストの本格的導入

「人材銀行」は、ハローワークの無料職業紹介事業を補完するため、公務員が管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービスを行うハローワークの機関であり、全国に 12 箇所設置されている。

このうち、東京を含む 3 箇所について、市場化テストを本格的に導入する。

このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が第164回国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による「人材銀行」事業が実施されるよう措置する。

当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、3 年程度にわたる契約期間を対象とする。(市場イ a)

上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「人材銀行」事業と比較しつつ、「人材銀行」の職業紹介事業に関する市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。(市場イ b)

(イ) 「キャリア交流プラザ」事業への市場化テストの本格的導入

「キャリア交流プラザ」は、求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援事業（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等）を実施するハローワークの組織であり、全国に 15 箇所設置されている。

このうち、8 箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連

の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設の運営を対象とした市場化テストを本格的に導入する。

このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が第 164 回国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による「キャリア交流プラザ」事業が実施されるよう措置する。

当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、3 年程度にわたる契約期間を対象とする。（市場イ c）

上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「キャリア交流プラザ」事業と比較しつつ、市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。（市場イ d）

（ウ）「求人開拓」事業への市場化テストの本格的導入

各ハローワークの求職動向を踏まえた「求人開拓」事業（5 地域）について、市場化テストを本格的に導入する。

このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が第 164 回国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による「求人開拓」事業が実施されるよう措置する。（市場イ c）

上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「求人開拓」事業と比較しつつ、雇用失業情勢に応じ市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。（市場イ d）

（エ）「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」における特例規定の整備

「人材銀行」事業及び「キャリア交流プラザ」事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間の競争条件を均一化する等の観点から、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に係る所要の特例規定を「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」において整備した。（市場ア b）

イ 来年度における市場化テスト事業の実施

（ア）「キャリア交流プラザ」事業

本年度、5箇所で開催している本件事業について、来年度も継続して実施する。(市場イ b)

(イ)「若年者版キャリア交流プラザ」事業

本年度、1箇所で開催している本件事業について、来年度も継続して実施する。(市場イ b)

(ウ)「求人開拓」事業

本年度、3地域で開催している本件事業について、来年度も継続して実施する。(市場イ b)

統計調査関連業務

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。(市場イ)

上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査(「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」(いずれも指定統計調査))について試験調査等を実施する。(市場イ a)

指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体(国・地方公共団体/民間事業者)や調査方法(調査員調査/郵送・インターネット調査)の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること(民間開放という。)に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。

総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進める。(市場イ b)

統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場

化テスト・民間開放を実施する。(市場イ c)

また、関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに(平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次)市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。(市場イ d)また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。(市場イ e)

また、独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。(市場イ f)

行刑施設関連業務

現在、全国には59箇所の刑務所が設置されており、被収容者の収容及び処遇を行っている。近年、被収容者数は増加傾向の一途を辿っており、限られた刑務官への過剰負担や保安事故の増加等の問題が生じている。

このため、刑務所機能の維持向上を図りつつ、より効率的に業務を行うことができるよう、「民間にできることは民間に」という基本方針の下、一定の業務について民間開放を進めてきたところである。

本年度には、2箇所の刑務所で市場化テストのモデル事業を実施しており、また、PFI制度及び構造改革特区制度を用い、民間活力を活用した刑務所の整備等も進めているところである。

民間事業者の創意工夫による業務の効率化や、民間事業者の参入による行刑施設の透明性の確保等、民間活力を活用した行刑施設の適正な運営を実現する観点から、本年度実施している市場化テストのモデル事業(宮城刑務所、福島刑務所及び福島刑務支所における庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、窓口受付等の施設の警備や受刑者の処遇に関わる補助事務)の結果を踏まえつつ、平成18年度において、これらの事業を継続して実施する。

また、PFI制度及び構造改革特区制度を用いた先駆的取組である「美祢社会復帰促進センター整備・運営事業」等の実施状況を勘案しつつ、民間開放の対象の拡大等を更に検討し推進する。(市場イ b)

地方公共団体が実施する業務

国における行財政改革の必要性が叫ばれる中、地方公共団体においても行政サービスの更なる効率化や、地方財政の改善の必要性が強く指摘されている。特に、平成 19 年度をピークとして、いわゆる団塊の世代に属する職員が大量に退職していくことに伴い、現行の行政サービスの水準を維持向上しつつ、財政負担を軽減していく必要性が高まるものと予測されることから、今後、こうした行政サービスの質の維持向上や効率化をいかにして果たしていくかが喫緊の課題となっている。

いわゆる、「三位一体改革」の進展によって、地方公共団体の自立性が高められていくことに伴い、意識の高い地方公共団体がこれまで以上に各業務の内容を精査し、そのサービス水準の質を維持向上させるとともに、その効率化を図っていく観点から、市場化テストを始めとする各種手法を用いて、民間開放を積極的に進めていくことが予測される。

こうした地方公共団体の動きを支援するため、規制改革・民間開放推進会議が提言した「『小さくて効率的な政府』の実現に向けて」(平成 17 年 9 月 27 日)においても、「先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施する場合に必要なとなる規制の特例措置についても、所要の措置を講じる」旨、明らかにされているところであり、また、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画(改定)」や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)においても同趣旨の内容を盛り込んでいるところである。

これらを踏まえ、今後、地方公共団体が市場化テストを含む民間開放に積極的に取り組むことができるよう、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」に現行法に関する特例措置を整備する等、必要な環境整備を講じていく。

地方公共団体の窓口業務(地方公共団体がその本庁、出先事務所その他の場所において、住民票の写しその他の公的証明書の交付に関する申請等の受付・受理やこれら文書の交付・引渡等を行う業務をいう。)については、補助的な業務を除き、基本的に地方公共団体の職員によって実施されている。このため、住民の利便性を高めるための取組(窓口業務の対応時間の延長や休日対応など)を実施するためには、常勤職員のローテーション勤務や非常勤職員の採用などにより対応せざるを得ないことなど、住民サービスの質の向上やコストの効率化の観点から、限界があるとの指摘がある。

こうした現状を踏まえ、窓口業務の住民にとっての利便性の向上とコストの効率化等を実現するため、下記の業務について、地方公共団体が市場化テストを自発的に実施する場合に、これを可能とするため、関係法律に関する特例措置を「競争の導入により公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」において

整備した。その際、個人情報の保護にも十分に配慮した仕組みとした。

ア 戸籍法に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し

イ 外国人登録法に基づく登録原票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し

ウ 地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し

エ 住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し

オ 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及びその引渡し

カ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し（ 市場ア c ）

上記以外の地方公共団体の業務についても、今後、地方公共団体や民間事業者の提案等も踏まえつつ、市場化テストが可能な業務があるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次、必要な措置を講じる。（ 市場ア d ）

独立行政法人関連業務

独立行政法人関連業務について、以下のとおり所要の措置を講ずる。

また、独立行政法人関連業務については、以下に掲げられている法人・業務以外についても、「民間にできることは民間に」という基本方針の下、「政策金融改革の基本方針」（平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議）を踏まえた独立行政法人の金融業務の見直しを含め、速やかに検討を行うとともに、公共サービスの効率化・質の維持向上を実現する観点から市場化テストを活用することにつき、速やかに検討を行う。（ 市場ウ ）

ア 科学技術振興機構

独立行政法人科学技術振興機構は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的としている。

同機構が運営している「日本科学未来館」については、同機構は、自らが行っている基礎研究の成果や、科学技術基本計画に基づく重点 4 分野の研究成果等に関連する事業を企画立案し、これを実施することによって、科学技術と社会とのコミュニケーションの活性化を目指した情報発信などを行っており、非常に有意義な事業である。これは、館長がイニシアチブを発揮する環境があつてこそ可能となる。しかし、その業務の実施に当たっては、特殊法人等整理合理化計画等でも民間委託の拡大等を通じた更なる経営効率化についての指摘がなされているところである。

したがって、当該施設には多額の公費が投入されているが、これがどのような

政策的な効果をあげているかどうかについて、定性的な評価に加え定量的に測定する方法についての検討を行う。また、今後も引き続き市場化テストの可能性についての検討、民間委託の拡大に努めるとともに、競争入札の導入等により、業務をより効率的に事業を推進する。(市場ウ a)

なお、同機構は、文部科学省が行う科学技術振興調整費の審査事務・執行事務の一部（新規課題の公募の受付、一部の審査・評価ワーキンググループの運営、課題管理等）を受託している。競争的研究資金の在り方については、特定の研究に資金が集中・重複する傾向の是正や、費用対効果の明確化を特殊法人等整理合理化計画等でも求められているところである。

したがって、科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効果を生むことを可能とするためには、当該研究費を受けて行われる研究の審査・事後評価に関して、公的資金に見合う社会経済的な効果が得られるかどうか、あるいは実施済みの研究についてそのような効果が得られたかどうかを検証するための、より公正性・透明性の高い、反証可能性のある厳正な枠組みの構築を図る。今年度から、総合研究に関する5年後の追跡評価を試行的に行っているところであるが、そのような取り組みを一層促進し、広く社会経済的な効果の計測につなげるとともに、その範囲を更に広げていく。(市場ウ b)

科学技術振興調整費のような基礎的な研究は社会にもたらす効果が間接的・拡散的で、しかもそれを見定めるために長期間を要するという特徴はあるが、それゆえに一層の効率的で科学技術の振興に寄与する資金配分を助長するため、厳正な審査・評価体制を早急に構築する必要がある。国家資金たる巨額な経費の配分にあたる審査者・評価者については、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識（研究業績等）や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。

いずれにせよ、審査・評価については、事後的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適正を厳格に判定できる仕組みとする。

併せて、優れた研究者・技術者等の協力を得ながら、より質の高い審査・評価の体制を構築する。(市場ウ c)

また、科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることをも踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行う。(市場ウ d)

イ 日本学生支援機構

当該法人は、旧日本育英会や旧財団法人日本国際教育協会などが統合され、教育の機会均等に寄与する学資の貸与や留学生の交流の推進等を目的とした事業を実施することを目的として、平成 16 年 4 月に設立された独立行政法人である。

当該法人が実施している奨学金業務については、政策金融機関類似の業務であり、平成 18 年度中に「政策金融改革の基本方針」(平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議)を踏まえ、市場化テストを活用することも含め、独立行政法人の融資業務の見直しの検討を行う。(市場ウ a)

また、奨学金の回収業務の一部を中心として民間事業者の活用が進められ、効果をあげていることを踏まえ、政策金融業務全般の見直しと平行して、奨学金貸与事業のその他の業務に対象範囲を広げることも検討しつつ、より効率的・効果的な業務の実施が可能と見込まれる業務の民間開放を一層推進する。(市場ウ b)

さらに、留学生支援事業のうち、留学生会館の管理・運営については、現在、財団法人日本国際教育支援協会への包括的な委託が行われているが、事業者の選定基準を抜本的に見直し、競争入札の導入等により、その改善を図る。(市場ウ c)

上記について、検討し、平成 18 年度中に結論を得る。

ウ 雇用・能力開発機構

(ア)「アビリティガーデン」における職業訓練事業への市場化テストの本格的導入

「アビリティガーデン」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)について、本年度実施中の事業を来年度も継続して実施する。(市場イ b)

また、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した 12 コースのうち、6 コースについて、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が第 164 回国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による職業訓練事業が実施されるよう措置する。(市場イ c)

(イ)「私のしごと館」における体験事業への市場化テストの本格的導入

「私のしごと館」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)における体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の職種(「私のしごと館」が自ら実施している職種)の 5 職種に関する体験事

業について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が第 164 回国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による体験事業が実施できるよう措置する。（市場イ d）

（ウ）雇用促進住宅の速やかな処理

雇用促進住宅については、閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、必要に応じて民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら現に入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に譲渡・廃止する。雇用促進住宅については、当初、移転就職者用の宿舍として整備されたが、その後、「職業の安定を図るために宿舍の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認める者」に対象を拡大して全国で整備が推進され、現在では、移転就職者は約 2 割にとどまり、実態は公営住宅法にいう「住宅に困窮する低額所得者」に該当しない世帯も入居している状況にある。

また、国家公務員や地方公務員など制度の本来の趣旨に合わない者にまで市場家賃と比べて格安での入居を認めてきたという実態がある。

このように、雇用促進住宅については、当初の設置趣旨から大幅に変更されるとともに、制度の趣旨から疑問のある運用もあり、また、内閣の意思として閣議決定された平成 13 年の特殊法人等整理合理化計画において、明確に「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止する」と明記されているにもかかわらず、現時点において具体的な処分計画等は示されておらず、これまでの対応には不十分なものがある。

したがって、雇用促進住宅の事業廃止までに、30 年をかけるという考え方は撤回した上で、以下につき、18 年度中に検討し、結論を得る。（雇用オ a）

現在、雇用促進住宅については、老朽化し、又は機能的に陳腐化しているものもあり、これらの建物の資産価値は極めて低く、賃貸による運用によって適切な収入を確保することは困難な場合もある。このため、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながらできるだけ早期に譲渡・廃止する。具体的には、従来の地方公共団体等への譲渡という方法に加え、例えば、更地にすることを前提に、まず現在の普通借家による契約関係を解消し、速やかに跡地を民間等に一般競争入札で売却する。その際には、公営住宅等の入居基準を満たす入居者については、所在地の地方公共団体に協力を求め、当該団体が管理する公営住宅等への入居等を図る。生活保護世帯については、退去に伴い、別の住宅への入居に必要な住居費の給付としての住宅扶助制度の活用を図る。それら以外の入居者については、他の同等の所得の世帯の多くが民間賃貸住宅に市場家賃で入居していることとの衡平を勘案すれば、これまでに一定の受益をしてきて

おり、民間普通借家における正当事由制度や、それを前提とする立退き料の考え方以外の考え方がありうることから、移転促進のための適切な給付の基準を定め、借家契約の解約による明け渡しを求める。(雇用オ b)

また、土地の最有効使用に資する築年次の新しい住宅については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しつつ、例えば、建物を引き続き使用することを前提として、現在の普通借家関係を解消する等により、速やかに総収益を最大化するよう土地・建物全体を一体として、又は個別住居ごとに民間等に一般競争入札等により売却する。(雇用オ c)

いずれにせよ、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、譲渡・廃止の完了までの間の総収益の最大化を図りつつ、閣議決定に従い現に入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に譲渡・廃止する。

併せて、国家公務員、地方公務員の入居については、雇用促進住宅の設置の本来の趣旨に合わないことから、入居停止等の適切な対応を図った。(雇用オ d)

加えて、現在、雇用促進住宅の管理・運営については、財団法人への委託が行われているが、当該財団法人への委託により、真に効率化が図られているかどうかについては、疑問が残るところであり、雇用促進住宅の事業廃止までの間の当該業務の委託については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しつつ、競争入札を導入することも含め検討し、真の効率化を図る。(雇用オ e)

エ 中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構の組織である中小企業大学校では、中小企業の経営基盤を確保するため、中小企業の経営者・従業員等に対する各種研修事業を広く実施している。

同大学校では、施設管理や研修事業の運営について、民間委託を進めてきているものの、企画部門等を含めた包括的な民間開放の実施には至っていない。しかしながら、事業をより包括的に民間に開放することにより、民間事業者の創意工夫を通じ、コストの削減を図りつつ、真にユーザーのニーズに応えられよう、事業の質の維持向上を図ることが期待できるとともに、中期計画で求められている同機構のサービス向上に向けた経営資源配分の最適化に資する。

こうした観点から、来年度において、1箇所の大学校(分校)につき市場化テストを実施する。(市場イ a)

さらに、来年度の市場化テストの経験を踏まえつつ、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が第164回国会で成立したあかつきには、中小企業大学校の研修事業において、同法に基づく市場化テストの導入について積極的に検討する。(市場イ b)

オ 航海訓練所

関係者で行われるニーズに合致した船員教育の在り方を検討する一環として、航海訓練所の業務について、当会議との密接な連携の下、市場化テストを含めた民間開放の実施に向けて積極的な検討を行い、平成 18 年度中を目途に結論を得る。
(市場ウ)

カ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

今後、「民間にできることは民間に」という視点を基本としつつ、当該機構のすべての業務内容を精査し、その機能及び業務の在り方について、平成 18 年から議論を重ねる。(市場ウ)

措置事項

1 市場化テスト（官民競争入札・民間競争入札制度）関係 ア 制度の整備等

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
市場化テストの本格的導入に向けた取組（内閣府及び関係省庁）	a 構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、「市場化テストに関するガイドライン」（前掲「平成16年度重点計画事項」中「1 民間開放推進の横断的手法としての『市場化テスト（官民競争入札制度）』の「1 『市場化テスト』に関するガイドライン」に規定するものをいう。）を踏まえつつ、「市場化テスト（官民競争入札制度）」の本格的導入に向け、法的枠組み（「市場化テスト法（仮称）」）も含めた制度の整備を検討する。 【第164回国会に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」を提出済】	改定・市場ア		措置済	
	b また、3分野8事業23箇所のモデル事業を、平成17年度において試行的に実施する。 【ハローワーク関連（4事業） 社会保険庁関連（3事業） 行刑施設関連（1事業）のモデル事業をそれぞれ平成17年度中に実施】	改定・市場ア		措置済	
	c なお、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて民間からの提案を募集した結果、75の主体から119の提案が寄せられた。その際提出された民間提案のうち、平成17年度に実施するモデル事業の対象とならなかったものについても、引き続き、制度の本格的導入に向け、「市場化テスト」の対象事業とすることにつき検討を行う。	改定・市場ア		検討	検討
	d これまでに提出された民間提案のうち、実現できていないものについても、「民間にできることは民間に」という基本方針の下、引き続き市場化テストの本格的導入の対象とすることにつき検討を行う。	重点・市場(2)			引き続き検討

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」の通常国会への提出 （内閣府）	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）等を踏まえ、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」を第164回国会に提出した。 【第164回国会に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」を提出済】	重点・市場(1)		措置済	
公共サービス改革法における特例規定の整備 （内閣府及び関係省庁）	a 国民年金保険料収納事業に関する特例規定の整備 国民年金保険料収納事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間で競争条件を均一化する等の観点から、国民年金保険法（昭和34年法律第141号）等に係る所要の特例規定を「公共サービス改革法案」において整備した。 【第164回国会に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」を提出済】	重点・市場(2) ア(イ)		措置済	
	b 「人材銀行」事業及び「キャリア交流プラザ」事業に関する特例規定の整備 「人材銀行」事業及び「キャリア交流プラザ」事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間の競争条件を均一化する等の観点から、職業安定法（昭和22年法律第141号）に係る所要の特例規定を「公共サービス改革法案」において整備した。 【第164回国会に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」を提出済】	重点・市場(2) ア(エ)		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	c 地方公共団体が実施する業務に関する特例規定の整備「(第164回国会に係る法案提出)」 地方公共団体が実施する窓口業務の住民にとっての利便性の向上とコストの効率化等を実施するため、下記の業務について、地方公共団体が市場化テストを自発的に実施する場合に、これを可能とするため、関係法律に関する特例措置を「公共サービス改革法」において整備した。その際、個人情報の保護にも十分に配慮した仕組みとした。 ア 戸籍法に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し イ 外国人登録法に基づく登録原票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し ウ 地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し エ 住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し オ 住民基本台帳法に基づく戸籍の附表の写しの交付の請求の受付及びその引渡し カ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し 【第164回国会に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」を提出済】	重点・市場(2)		措置済	
	d 上記以外の地方公共団体の業務についても、今後、地方公共団体や民間事業者の提案等も踏まえつつ、市場化テストが可能な業務であるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次必要な措置を講じる。	重点・市場(2)			平成18年度以降、逐次措置

イ 具体的事業

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
モデル事業の適切な実施 (内閣府及び関係省庁)	構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて募集した民間提案を踏まえ、下記～に示すモデル事業(3分野8事業23箇所)を平成17年度において適切に実施する。 【ハローワーク関連(4事業) 社会保険庁関連(3事業) 行刑施設関連(1事業)のモデル事業をそれぞれ平成17年度中に実施】 なお、各事業の実施に当たっては、民間事業者等が入札への参加を検討するに足る必要十分な情報を透明化し、公開する。あわせて、民間事業者等が落札した場合に、その創意工夫が最大限発揮できるよう、また、官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう、必要な措置を講ずるものとする。 下記～のモデル事業を実施することにより、当該事業について民間開放によるサービスの質向上及びコスト削減を目指すとともに、官が引き続き実施する事業との効率性に関する比較等を行うことが可能となり、一定の意義があるものと考えられる。他方、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて募集した民間提案では、多種多様な提案が多数提出されており、民間の参入意欲は極めて大きい。下記～のモデル事業は、こうした民間提案を全て実現したものとはなっておらず、これらのモデル事業については、官民の実施状況等を的確に評価し、民間事業者等が実施しているものの方がコスト・質の面で優れている場合には、市場化テストの趣旨に則って、実施対象の拡大等を行うことが必要である。	改定・市場イ		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	その一環として、国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計について、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに関して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段が講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する。	改定・市場イ		一部措置済	措置
統計調査関連業務への市場化テストの本格的導入 (総務省及び関連省庁)	統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。	重点・市場(2)			措置
	a 上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査(「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」(いずれも指定統計調査))について試験調査等を実施する。	重点・市場(2)			措置
	b 指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体(国・地方公共団体/民間事業者)や調査方法(調査員調査/郵送・インターネット調査)の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること(民間開放という。)に関して、どのような弊害が生	重点・市場(2)			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。 総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進める。				
	c 統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。	重点・市場(2)			試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに実施
	d 関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。 その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに(平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次)市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。	重点・市場(2)			措置、総務省の計画については、遅くとも平成18年度前半までに策定
	e 総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。	重点・市場(2)		速やかに措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	f 独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。	重点・市場(2)			平成18年度前半を目途に検討・結論
「キャリア交流プラザ」事業への市場化テストの本格的導入(厚生労働省)	a キャリア交流プラザ事業の「公設民営」 「キャリア交流プラザ」は、ハローワークの組織として現在全国に15箇所設置されており、求職者(特に管理職経験者や技術者)に対する就職支援事業(キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等)を実施している。 民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、全国15箇所の「キャリア交流プラザ」のうち5箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設とし、その運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」(国等の設置した施設について、これを民間事業者等に対し包括的に管理・運営委託させる方式。以下同じ。)を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。 【北海道・埼玉・東京・愛知・京都の5箇所のハローワークにおいて、キャリア交流プラザ事業に関するモデル事業を平成17年度に実施】 なお、民間事業者等が落札した場合には、当該民間事業者等の知見・ノウハウにより、官が引き続き実施する事業等と比べてどのような効果がサービスの質向上やコスト削減の面で実現できたかを評価していくことが重要となる。このため、当該民間事業者等の事業運営については、官が引き続き実施する事業等との間で、透明・中立・公正な比較検証が可能となるよう措置することが必要である。したがって、	改定・市場イ a		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。なお、この求人情報については、求人者が了解するものに限定されるが、その際、求人者に対して、求人情報を活用する民間事業者等が、その情報を当該委託事業の目的以外に使用することを禁じる守秘義務が課されていることを明確にする。				
	b 「キャリア交流プラザ」事業 平成 17 年度、5 箇所で開催している本件事業について、平成 18 年度も継続して実施する。	重点・市場(2) イ(ア)			措置
	c 「キャリア交流プラザ」は、求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援事業（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等）を実施するハローワーク組織であり、全国に 15 箇所設置されている。 このうち、8 箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設の運営を対象とした市場化テストを本格的に導入する。 このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による「キャリア交流プラザ」事業が実施されるよう措置する。 当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、3 年程度にわたる契約期間を対象とする。	重点・市場(2) ア(イ)			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	d 上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「キャリア交流プラザ」事業と比較しつつ、市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。	重点・市場(2)ア(イ)			平成19年度より実施する事業の運営状況を踏まえつつ、検討
若年者版キャリア交流プラザ事業に関する市場化テストの実施 (厚生労働省)	a 若年版キャリア交流プラザ事業の「公設民営」 「キャリア交流プラザ」に加え、若年者である求職者を対象に、職業紹介事業を含む一連の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設(1箇所)の運営について、民間事業者等の創意工夫が最大限発揮されるよう「公設民営方式」を前提に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。なお、「キャリア交流プラザ」と同様に、ハローワークが保有する求人情報の適時かつ適切な提供を始め、落札した民間事業者等が官に対して不利な立場とならず、その円滑な事業運営が可能となるよう必要な措置を講ずることとする。 【大阪のハローワークにおいて、若年者版キャリア交流プラザに関するモデル事業を平成17年度に実施】	改定・市場イ b		措置済	
	b 「若年者版キャリア交流プラザ」事業 平成17年度、1箇所で実施している本件事業について、平成18年度も継続して実施する。	重点・市場(2)イ(イ)			措置
求人開拓事業への市場化テストの本格的導入 (厚生労働省)	a 求人開拓事業の民間開放 各ハローワークの求職動向を踏まえた求人開拓事業について、3地域を対象に、市場化テスト(モデル事業)の対象とする。 【北海道札幌地域・秋田中央地域・福岡北九州地域の3地域のハローワークにおいて、求人開拓事業に関するモデル事業を平成17年度に実施】	改定・市場イ c		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	b 「求人開拓」事業 平成 17 年度、3 地域で実施している本件事業について、平成 18 年度も継続して実施する。	重点・市場(2) イ(ウ)			措置
	c 各ハローワークの求職動向を踏まえた「求人開拓」事業(5 地域)について、市場化テストを本格的に導入する。 このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が本通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による「求人開拓」事業が実施されるよう措置する。	重点・市場(2) ア(ウ)			措置
	d 上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況(サービスの質や効率性等)を官が直轄で実施する他の「求人開拓」事業と比較しつつ、雇用失業情勢に応じ市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。	重点・市場(2) ア(ウ)			平成 19 年度より実施する事業の運営状況を踏まえつつ、検討
「人材銀行」事業への市場化テストの本格的導入 (厚生労働省)	a 「人材銀行」は、ハローワークの無料職業紹介事業を補完するため、公務員が管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービスを行うハローワークの機関であり、全国に 12 箇所設置されている。 このうち、東京を含む 3 箇所について、市場化テストを本格的に導入する。 このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による「人材銀行」事業が実施されるよう措置する。	重点・市場(2) ア(ア)			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、3年程度にわたる契約期間を対象とする。				
	b 上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「人材銀行」の職業紹介事業と比較しつつ、「人材銀行」の職業紹介事業に関する市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。	重点・市場(2) ア(ア)			平成19年度より実施する事業の運営状況を踏まえつつ、検討
雇用・能力開発機構が実施する事業への市場化テストの本格的導入 (厚生労働省)	a アビリティガーデンにおける職業訓練の民間開放 「アビリティガーデン」(生涯職業能力開発促進センター)は、独立行政法人雇用・能力開発機構が設置・運営する施設として、現在、ホワイトカラー関連職種を対象とした職業訓練コースの研究開発及び実際の職業訓練の実施を行っている。 民間事業者等の知見・ノウハウを活用することにより、サービスのコスト削減・質向上を目指していく観点から、土日・夜間においてこれまで未使用であったアビリティガーデンの施設・設備を活用した職業訓練事業(職業紹介等訓練修了者を対象とする就職支援に関わる事業を含む)を市場化テスト(モデル事業)の対象とする。 【アビリティガーデンにおける職業訓練事業(在職者等訓練・離職者訓練)に関するモデル事業を平成17年度に実施】	改定・市場イ d		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	なお、具体的な職業訓練の内容（講座の設定や運営、施設の有効活用等）については、民間事業者等が落札した場合にはその創意工夫が最大限発揮されるよう必要な措置を講ずるものとする。				
	b 「アビリティガーデン」における職業訓練事業 「アビリティガーデン」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)について、平成 17 年度実施中の事業を来年度も継続して実施する。	重点・市場(2) ウ(ア)			措置
	c 「アビリティガーデン」における職業訓練事業への市場化テストの本格的導入 「アビリティガーデン」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)における業界共通型の在職者訓練であって、開発・試行実施終了後一定期間が経過した 12 コースのうち、6 コースについて、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による職業訓練事業が実施されるよう措置する。	重点・市場(2) ウ(ア)			措置
	d 「私のしごと館」における体験事業への市場化テストの本格的導入 「私のしごと館」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)における体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の職種(「私のしごと館」が自ら実施している職種)の 5 職種に関する体験事業について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が通常国会で成立したあかつき	重点・市場(2) ウ(イ)			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	には、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による体験事業が実施できるよう措置する。				
国民年金保険料収納事業への市場化テストの本格的導入 (厚生労働省)	a 国民年金保険料の収納事業 国民年金保険料の収納率が大幅に低下していることにかんがみ、国民年金保険料の収納事業(納付督促から滞納処分までの一連の事務。但し、所得情報による免除対象者の特定業務、滞納処分における財産差押の決定・執行等は引き続き社会保険庁が実施)を包括的に市場化テストの対象とする。その際には、社会保険庁の保有する保険料未納者に係る情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者を提供する。 【弘前社会保険事務所・足立社会保険事務所・熱田社会保険事務所・大阪社会保険事務局平野社会保険事務所の5箇所において、国民年金保険料の収納事業に関するモデル事業を平成17年度に実施】	改定・市場イ a		措置済	
	b 国民年金保険料収納事業の対象箇所数の拡大 平成17年度、5箇所の社会保険事務所で実施している本件事業について、平成18年度は35箇所に拡大する。	重点・市場(2)イ(ア)			措置
	c 社会保険庁改革の一環として、民間の創意工夫の活用等により国民年金保険料の収納率向上と効率化等を図るため、国民年金保険料の収納事業に関し、市場化テストを本格的に導入する。 このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が通常国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを実施し、平成19年度に速やかに落札者による国民年金保険料収納事業が実施されるよう措置する。	重点・市場(2)ア(ア)			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、複数年度（3年程度以上）にわたる契約期間を対象とする。				
	d 当該市場化テストに基づき受託した民間事業者がその業務を円滑かつ効率的に遂行し、収納率を向上させる観点から、受託事業者が社会保険庁長官に対し、納付を拒絶した被保険者につき要請を行った場合には、社会保険庁長官は、収納の費用対効果を勘案する客観的かつ合理的な要件の下に、速やかに最終催告状の発出以降の強制徴収の手続に移行するよう措置する。	重点・市場（2） ア（ア）			措置
	e 市場化テストは、官自身が直接実施する業務プロセスについても見直しの契機となることを認識し、上記市場化テストに基づく事業の実施状況を見つつ、将来的には、全国の社会保険事務所における国民年金保険料収納事業を市場化テストの本格的導入又は民間開放の対象とする。その際、免除対象者の発見に努めつつ、督促状の発出による時効の中断を始めとする強制徴収手続を迅速かつ厳正に行うものとし、市場化テストの対象とする国民年金保険料収納事業について、民間の創意工夫の活用等により、国民年金保険料の収納率の向上と効率化等を一層推進する観点から、事業の実施状況も踏まえつつ、その充実につき更に検討する。	重点・市場（2） ア（ア）			検討
厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業に関する市場化テストの実施 （厚生労働省）	a 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業 厚生年金保険、政府管掌健康保険は、原則法人若しくは従業員5人以上の個人事業所について加入義務を課している。しかしながら、厚生年金保険、政府管掌健康保険からの違法な脱退が相次ぎ、また、新たに事業を起こしても、加入しないケースが増加しているとの指摘がなされており、早急にその未加入の実態を把握	改定・市場イ b		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	し、これら事業所に対して適用を促進する必要がある。 したがって、厚生年金保険、政府管掌健康保険の適用促進事業を市場化テストの対象とする。 その際には、社会保険庁の保有する未適用事業所に関する情報を、速やかに守秘義務を課された受託事業者に提供する。 【東京地区・福岡地区の2地区において、厚生年金等の未適用事業所に対する適用促進事業に関するモデル事業を平成17年度に実施】				
	b 厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業の対象箇所数の拡大 平成17年度、5箇所の社会保険事務所で実施している本件事業について、平成18年度は104箇所に拡大する。 本件事業の成果を生かし、民間の創意工夫の活用等により、事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、段階的に全国の社会保険事務所における本件事業について市場化テスト・民間開放を実施する。	重点・市場(2) イ(イ)			措置
年金電話相談センター事業に関する市場化テストの実施 (厚生労働省)	a 年金電話相談センター事業 現在、社会保険庁では、社会保険事務所の窓口や電話において年金相談を実施(平成16年7月1日時点で年金相談に従事する職員数は非常勤職員を含めて約2,100名、そのうち年金電話相談センターに従事する者は約300名)しているが、利用者たる国民の立場に立ったサービスの提供がなされていないとの指摘がある。今後、団塊の世代が年金受給者となるにつれ、年金相談件数が更に増加することが予想される中、特に、今後相談件数が増加することが予想される年金電話相談センター事業について、包括的に市場化テストの対象とする。	改定・市場イ c		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	【茨城年金電話相談センター・広島年金電話相談センターの2箇所において、年金電話相談センター事業に関するモデル事業を平成17年度に実施】				
	b 年金電話相談センター事業 平成17年度、2箇所の年金電話相談センターで実施している本件事業について、平成18年度も継続して実施する。 将来的には、国民・被保険者にとって望ましい総合コールセンター等を整備することとし、その上で、民間の創意工夫の活用等により、事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、市場化テスト・民間開放を実施する。	重点・市場(2)イ(ウ)			措置
行刑施設関連に関する市場化テストの実施 (内閣府及び法務省)	a 現在、全国には59所の刑務所、8所の少年刑務所、7所の拘置所が設置されており、被収容者の収容及び処遇を行っている。他方、近年、被収容者数は増加傾向の一途を辿っており、限られた刑務官への過剰負担や保安事故の増加等の問題が生じている。 このため、民間事業者等の創意工夫による業務の効率化や、民間事業者等の参入による行刑施設の透明性の確保等、民間活力を活用した行刑施設の適正な運営を実現する観点から、少なくとも施行可能な一の既設刑務所において、庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、被収容者カウンセリング、窓口受付等の施設の警備や被収容者の処遇に関わる補助事務を包括的に市場化テスト(モデル事業)の対象とする。 【宮城刑務所、福島刑務所及び福島刑務所支所において、施設整備等事業に関するモデル事業を平成17年度に実施】	改定・市場イ		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	b 民間事業者等の創意工夫による業務の効率化や、民間事業者等の参入による行刑施設の透明性の確保等、民間活力を活用した行刑施設の適正な運営を実現する観点から、平成 17 年度実施している市場化テストのモデル事業（宮城刑務所、福島刑務所及び福島刑務所支所）における庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、窓口受付等の施設の警備や被収容者の処遇に関わる補助事務）の結果を踏まえつつ、平成 18 年度において、これらの事業を継続して実施する。 また、P F I 制度及び構造改革特区制度を用いた先駆的取組である「美祢社会復帰促進センター整備・運営事業」等の実施状況を勘案しつつ、民間開放の拡大等を更に検討し推進する。	重点・市場(2)			措置
中 小 企 業 大学校への 市場化テストの本格的 導入 (経済産業省)	a 独立行政法人中小企業基盤整備機構の組織である中小企業大学校について、平成 18 年度、1 箇所の大学校（分校）につき市場化テストを実施する。	重点・市場(2) 工			措置
	b 平成 18 年度の市場化テストの経験を踏まえつつ、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が通常国会で成立したあかつきには、中小企業大学校の研修事業において、同法に基づく市場化テストの導入について積極的に検討する。	重点・市場(2) 工			検討

ウ その他

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
独立行政法人関連業務への市場化テストの活用に関する速やかな検討 (内閣府及び関係省庁)	独立行政法人関連業務については、本計画に盛り込まれている以外の法人の業務についても「民間にできることは民間に」という基本方針の下、「政策金融改革の基本方針」(平成17年11月29日経済財政諮問会議)を踏まえた独立行政法人の金融業務の見直しを含め、速やかに検討を行うとともに、公共サービスの効率化・質の維持向上を実現する観点から市場化テストを活用することにつき、速やかに検討を行う。	重点・市場(2)			検討
科学技術振興機構の実施する業務 (文部科学省)	a 独立行政法人科学技術振興機構の運営する「日本科学未来館」について、当該施設には多額の公費が投入されているが、これがどのような政策的な効果をあげているかどうかについて、定性的な評価に加え定量的に測定する方法についての検討を行う。また、今後も引き続き市場化テストの可能性についての検討、民間委託の拡大に努めるとともに、競争入札の導入等により、業務をより効率的に事業を推進する。	重点・市場(2) ア			定量的測定方法及び市場化テストの可能性につき検討、より効率的事業実施につき逐次実施
	b 科学技術振興機構は、文部科学省が行う科学技術振興調整費の審査事務・執行事務の一部(新規課題の公募の受付、一部の審査・評価ワーキンググループの運営、課題管理等)を受託している。競争的研究資金の在り方については、特定の研究に資金が集中・重複する傾向の是正や、費用対効果の明確化を特殊法人等整理合理化計画等でも求められているところである。 したがって、科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効	重点・市場(2) ア			逐次実施

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	果を生むことを可能とするためには、当該研究費を受けて行われる研究の審査・事後評価に関して、公的資金に見合う社会経済的な効果が得られるかどうか、あるいは実施済みの研究についてそのような効果が得られたかどうかを検証するための、より公正性・透明性の高い、反証可能性のある厳正な枠組みの構築を図る。今年度から、総合研究に関する5年後の追跡評価を試行的に行っているところであるが、そのような取り組みを一層促進し、広く社会経済的な効果の計測につなげるとともに、その範囲を更に広げていく。				
	c 科学技術振興調整費のような基礎的な研究は社会にもたらす効果が間接的・拡散的で、しかもそれを見定めるために長期間を要するという特徴はあるが、それゆえに一層の効率的で科学技術の振興に寄与する資金配分を助長するため、厳正な審査・評価体制を早急に構築する必要がある。国家資金たる巨額な経費の配分にあたる審査者・評価者については、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識（研究業績等）や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて、厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。 いずれにせよ、審査・評価については、事後的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適正を厳格に判定できる仕組みとする。 併せて、優れた研究者・技術者等の協力を得ながら、より質の高い審査・評価の体制を構築する。	重点・市場(2)ア			逐次実施

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	d 科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることをも踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行う。	重点・市場(2)ア			執行事務の改善につき逐次実施、業務の効率化につき検討
日本学生支援機構の実施する業務 (文部科学省)	以下の点について検討し、平成18年度中に結論を得る。				
	a 独立行政法人日本学生支援機構が実施している奨学金業務については、政策金融機関類似の業務であり、平成18年度中に「政策金融改革の基本方針」(平成17年11月29日経済財政諮問会議)を踏まえ、市場化テストを活用することも含め、独立行政法人の融資業務の見直しの検討を行う。	重点・市場(2)イ			検討・結論
	b 奨学金の回収業務の一部を中心として民間事業者の活用が進められ、効果をあげていることを踏まえ、政策金融業務全般の見直しと平行して、奨学金貸与事業のその他の業務に対象範囲を広げることも検討しつつ、より効率的・効果的な業務の実施が可能と見込まれる業務の民間開放を一層推進する。	重点・市場(2)イ			検討・結論
	c 留学生支援事業のうち、留学生会館の管理・運営については、現在、財団法人日本国際教育支援協会への包括的な委託が行われているが、事業者の選定基準を抜本的に見直し、競争入札の導入等により、その改善を図る。	重点・市場(2)イ			検討・結論

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
雇用・能力開発機構が管理・運営する雇用促進住宅に係る業務の見直し (厚生労働省) ＜労働力の再掲＞	a 雇用促進住宅については、閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、必要に応じて民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、譲渡・廃止の完了までの間の総収益の最大化を図りつつ、現に入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に譲渡・廃止する。 事業廃止までに、30年をかけるという考え方は撤回した上で、以下につき、18年度中に検討し、結論を得る。	重点・市場(2) ウ(ウ)			検討・結論
	b 民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、老朽化又は機能的に陳腐化している雇用促進住宅を譲渡・廃止する際、従来の地方公共団体への譲渡という方法に加え、例えば、更地にすることを前提に、まず現在の普通借家による契約関係を解消し、速やかに跡地を民間等に一般競争入札で売却する。その際、公営住宅等の入居基準を満たす入居者については、所在地の地方公共団体が管理する公営住宅等への入居等を図る。生活保護世帯については、退去に伴い、別の住宅への入居に必要な住居費の給付としての住宅扶助制度の活用を図る。それら以外の入居者については、移転促進のための適切な給付の基準を定め、借家契約の解約による明け渡しを求める。	重点・市場(2) ウ(ウ)			検討・結論
	c 土地の最も有効使用に資する築年次の新しい住宅については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しつつ、例えば、建物を引き続き使用することを前提として、現在の普通借家関係を解消する等により、速やかに総収益を最大化するよう土地・建物全体を一体として、又は個別住居ごとに民間等に一般競争入札等により売却する。	重点・市場(2) ウ(ウ)			検討・結論

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	d 国家公務員、地方公務員の入居については、雇用促進住宅の設置の本来の趣旨に合わないことから、入居停止等の適切な対応を図った。 【平成17年厚生労働省職業安定局長通達】	重点・市場(2) ウ(ウ)		措置済	
	e 現在、雇用促進住宅の管理・運営については、財団法人への委託が行われているが、当該財団法人への委託により、真に効率化が図られているかどうかについては疑問が残るところであり、雇用促進住宅の事業廃止までの間の当該業務の委託については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しつつ、競争入札を導入することも含め検討し、真の効率化を図る。	重点・市場(2) ウ(ウ)			検討・結論
航海訓練所の実施する業務 (国土交通省)	関係者で行われるニーズに合致した船員教育の在り方を検討する一環として、航海訓練所の業務について、当会議との密接な連携の下、市場化テストを含めた民間開放の実施に向けて積極的な検討を行い、平成18年度中を目途に結論を得る。	重点・市場(2) オ			検討・結論
鉄道建設・運輸施設整備支援機構の実施する業務 (国土交通省)	今後、「民間にできることは民間に」という視点を基本としつつ、当該機構のすべての業務内容を精査し、その機能及び業務の在り方について、平成18年から議論を重ねる。	重点・市場(2) カ			平成18年から議論を重ねる